

林場權整理法制定に就て

實業部總務司長 高橋康順

第一 本法制定の趣旨

我が滿洲國に於ける國有森林面積は其の正確なる數字を擧ぐることは出來ないが舊東三省所屬のものにても約三千六百萬陌と推定されて居る。由來滿洲は清朝發祥の地であり清朝歷代は所謂四禁の制の下に之を封禁の地として濫りに植民開拓を許さず保護を加へ來つたので、其の一帶は鬱蒼たる森林に被はれ眞に樹海の觀があつたのである。併しながら支那本部特に北支の人口稠密を加ふるに及び滿洲も亦時の勢に押され其の開放の已むなきに立至つた。其の端緒は嘉慶の頃に始まり同治の頃に至つて甚だしく更に清末に及んでは各省は招墾の法を講ずるに到つたのである。此は主として露國の南下策に對應する邊境維持の政策から爲されたものであり、拓殖計畫としては幾多の不備を伴ひ、殊に森林經營の方面に於ては何等の考慮も拂はれなかつた。

其の結果東三省の千古の美林は唯荒廢の一路を辿るのみであつたのである。爾來露國は其の鐵道

沿線に幾多の森林利権を獲得し専恣なる伐採を續け、民國に入つては亦森林は東北軍權及官意の無節制なる發放に委ねらるゝこととなり、遂に利権の犠牲となつたのである。

二八

所謂林場とは斯くして特定人に對して林木の伐採を許可せられたる特定地域を稱するのであつて其の成立には鴨綠江採木公司關係林場、中東海林公司關係林場等の如く條約或は特殊協定に基くものもあり、又國有林發放章程に據るもの如く法令の規定に依り設定せられたものもある。此等の林場中條約又は特殊協定によるものを除き法令に基き設定せられたものは實に二百五十五件の多きを數へ、其の面積約十二萬七千餘方支里に及ぶ廣大なものである。

而して此等林場は國有林内に錯雜紛在し或は甲乙林場の重複するものあり或は其の境界の明かならざるものあり、或は其の位置の判定にさへ苦しむものあり、斯くて林場權者間の紛争屢々起り林業經營上の一大支障たるのみならず當局の國有林管理も亦其の徹底を期すること全く不可能なる状態にある。

加之、林場權者は或は禁を犯して私かに其權利を移轉し自らは安居して其の責任を忘れ、或は單に利権に寄食し安居して其の義務を忘り利益の赴く所蓋伐至らざるなき有様であつて、さなきだに貧弱なる森林資源を蝕盡し林地を荒廢し、延ひては水源を枯渴し各種産業の發展を阻碍するは必然

2014

の歸結である。

滿洲森林の蓄積は人により其の見る所を異にするが最近調査の推定によれば針潤合せて五十億石を出づること多からずと言ふ。而して其の森林大部分は交通不便利用困難なる奥地に存在することを思へば今後益々木材の需要増進を約束せらるゝ我國の木材供給は誠に寒心に堪へぬものがある。故に現存の森林は極力之が保護の方法を講じ山火、濫伐を防遏すると共に他面森林資源の造成に努力せねばならぬ必要に迫られて居る。併しながら木材は國民日常生活の必需品である。徒らに消極的保護若くは造林にのみ偏するを得ない、貧弱なる蓄積の内からも相當量の伐採を行はねばならぬ。貧弱なる我國森林の伐採は極度に集約化せられねばならぬ、木材市場の關係に於ては伐採は統制せられねばならぬ、之等の關係からも亦林場權は解消せられねばならぬ運命にある。建國當初已に國有林は國家に於て直接經營の方策を立て爾來其の機構充實に努めて來たのであるが茲に漸く其の計畫の緒に就くを得、先づ國有林經營の一大障礙たる林場權の整理を行はんがため林場權整理法を制定した次第である。

林場權は本法に依りて整理されるのであるが從來國有林に於て事業を營む者に對する營業の保護

2015

に就ては勿論當局に於て缺ぐる所なきを期して居る。

第二 本法の概要

本法は主文十一箇條附則二箇條からなつて居る極めて小さい法律である。本法の適用を受くる林場権は條約又は特殊協定によるものを除いた全部であつて即ち國有林發放章程、遼寧省國有林整理暫行章程、吉林章瑛發臨時執照簡章及民國十三年黑龍江省森林局布告第四號に依據して許可せられた國有林の林木を伐採する權利である。

林場權整理の方法としては先づ伐採許可證即ち執照の審査をなすことにした。

審査機關は第一次に於ては奉天、吉林、黑龍江省に於ける分は實業部大臣、興安總署管下の分は興安總署長官である。第二次に於ては總て林場權審査委員會に於て之を處理する。審査は林場權の存否、林場の所在、及其の區域につき之れを爲すのである。審査を受くる爲めに林場權者は實業部大臣又は興安總署長官の指定する期間内に伐採許可證(執照)に林場圖を添付して林場權の審定を申請せねばならぬ、若しも指定期間内に其の申請を爲さざるときは林場權は消滅する。(第三條第一項) 審査の手續に就いては別項に之を述べる事とする。

本法に於ては別に一箇條の監督規定を設けたが、第十條が即ち夫れである。即ち之によれば實業部大臣又は興安總署長官は國土の保安又は森林資源保護の爲め材木の伐採に關して林場權者に對し必要なる命令を發する事が出来る、若し其の命令を遵奉しない場合は所管官廳は其の伐採許可を取消すことが出来る。

第三 審査の手續

一 林場權審定の申請林場權者は林場權の審定を所管官廳(實業部大臣又は興安總署長官)に申請せねばならぬ。申請の期間は所管官廳之れを定め之を公告する。申請の爲には伐採許可證に林場圖を添付して提出せねばならぬ。

右の申請は所管各省長又は興安分省長を経由せねばならぬ。林場權者所在不明其他の事由により右の申請をなすこと能はざる場合は伐採許可證を所得する者に於て之れをなすことが出来る。

指定期間内に右の申請をなさざるときは林場權は消滅する(第三條)。單に申請書のみ提出で伐採許可證林場圖の提出なき場合は申請を却下さるゝ事なしとしなす。蓋し之れなくしては審査は不

可能であるからである。

申請の際提出する伐採許可證及林場圖は本書を提出することを要する寫又は寫眞の類では不可である。

二、林場權審定の申請ありたるときは實業部大臣又は興安總署長官は林場權の審定を行ふ。

審定は林場權の存否、林場の所在及其の區域につきて之を行ふ。所管官廳林場權の審定を爲したるときは之れを申請者に通告するの外二十日間之れを公告し、一般に周知せしめる。(以上第四條)

三、實業部大臣又は興安總署長官の審定に不服ある者は林場權審査委員會に其の決定を請求することが出来る。

右の請求を爲す場合は不服の理由を具陳せねばならぬ。

此の請求は審定の公告期間満了後二十日以内に爲すを要する。期間經過後の請求は受理せられない従つて審定は確定する。(以上第五條)

因に林場權審査委員會は國務總理大臣の管理に屬し委員長及九名の委員を以て組織されてお

る。

四、林場権決定の請求ありたるときは林場権審査委員会は之れを審査し決定する。

此の決定は理由を附したる文書を以てなされる。

決定ありたるときは其の文書の謄本を不服を申立てた者に交附される。決定は公告し一般に周知せしめる。(以上第六條)

林場権は決定によりて確定し決定は絶対的であつて異議の申立を許さない。(第七條)

五、林場権は右の如き手續を経て確定することになり其の確定したるときは實業部大臣又は興安總署長官は新たに伐採許可證を交附するのである。故に本法手續終了後に於ては舊伐採許可證は全部無効のものとなる譯である。従つて従來往々行はれた伐採許可證を種とした各種の詐欺的行爲は豫防されることになる。

新たに交附する伐採許可證の有効期間は原伐採許可期間の殘存期間であることは勿論である。

六、本法による林場権の消滅、審定は之れを公告する。

七、本法施行以前に伐採許可證の提出をなしたるものは本法によりて提出したるものと看做され

る。
従つて已に伐採許可證を提出した者は審定申請の懈怠によつて林場權の消滅することを免れ得る。但し林場圖の提出なきものは速に林場圖を提出するを要する。

八、林場權整理の爲めには官廳其他の書類の提出を要求されることがある。之等の書類の提出を命ぜられた場合は速かに提出するを要する。

2020

附 林場權整理法

第一條 本令ニ於テ林場權ト稱スルハ國有林發放章程、遼寧省國有林整理暫行章程、吉林省墾發臨時執照簡章及民國十三年黑龍江省森林局佈告第四號ニ依リ許可セラレタル國有林ノ材木ヲ伐採スル權利ヲ謂フ

第二條 林場權者ハ實業部大臣ノ指定スル期間内ニ伐採許可證ニ林場圖ヲ添附シテ所管省長ヲ經由シ實業部大臣ニ林場權ノ審定ヲ申請スヘシ

林場權者所在不明其ノ他ノ事由ニ依リ前項ノ申請ヲ爲スコト能ハサルトキハ伐採許可證ヲ所持スル者前項ノ申請ヲ爲スコトヲ得

第一項ノ期間ハ之ヲ公告ス

第三條 前條第一項ノ期間内ニ伐採許可證ノ提出ナキトキハ林場權ハ消滅ス

前項ノ規定ニ依リ林場權消滅シタルトキハ之ヲ公告ス

第四條 伐採許可證ノ提出アリタルトキハ實業部大臣林場權ノ存否林場ノ所在及其ノ區域ニ付審定ス前項ノ審定ハ之ヲ申請者ニ通告シ且二十日間公告ス

第五條 前條ノ審定ニ不服アル者ハ其ノ理由ヲ具シ前條第二項ノ公告期間滿了後二十日以内ニ林場權審査委員會ニ其ノ決定ヲ請求スルコトヲ得

林場權審査委員會ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 林場權審査委員會ノ決定ハ理由ヲ附シタル文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ謬本ヲ不服ヲ申立テタル者ニ交付ス

前項ノ決定ハ之ヲ公告ス

第七條 林場權ハ第五條第一項ニ定ムル期間内ニ不服ノ申立ナキトキ又ハ林場權審査委員會ノ決定アリタルトキ確定ス

第八條 林場權確定シタルトキハ實業部大臣新ニ伐採許可證ヲ交付ス

第九條 前條ノ伐採許可證ニ記載セラレタル林場權ノ期間ハ之ヲ更新スルコトヲ得ス

第十條 實業部大臣ハ國土ノ保安又ハ森林資源ノ保護ノ爲林場權者ニ對シ材木ノ伐採ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

前項ノ命令ニ從ハサルトキハ實業部大臣ハ伐採許可ノ取消ヲ爲スコトヲ得

第十一條 本令ニ於テ實業部大臣及省長トアルハ興安省ニ在リテハ興安總署長官及興安分省長トス

附 則

第十二條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十三條 本令施行前已ニ伐採許可證ヲ提出シタル者ハ本令ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス